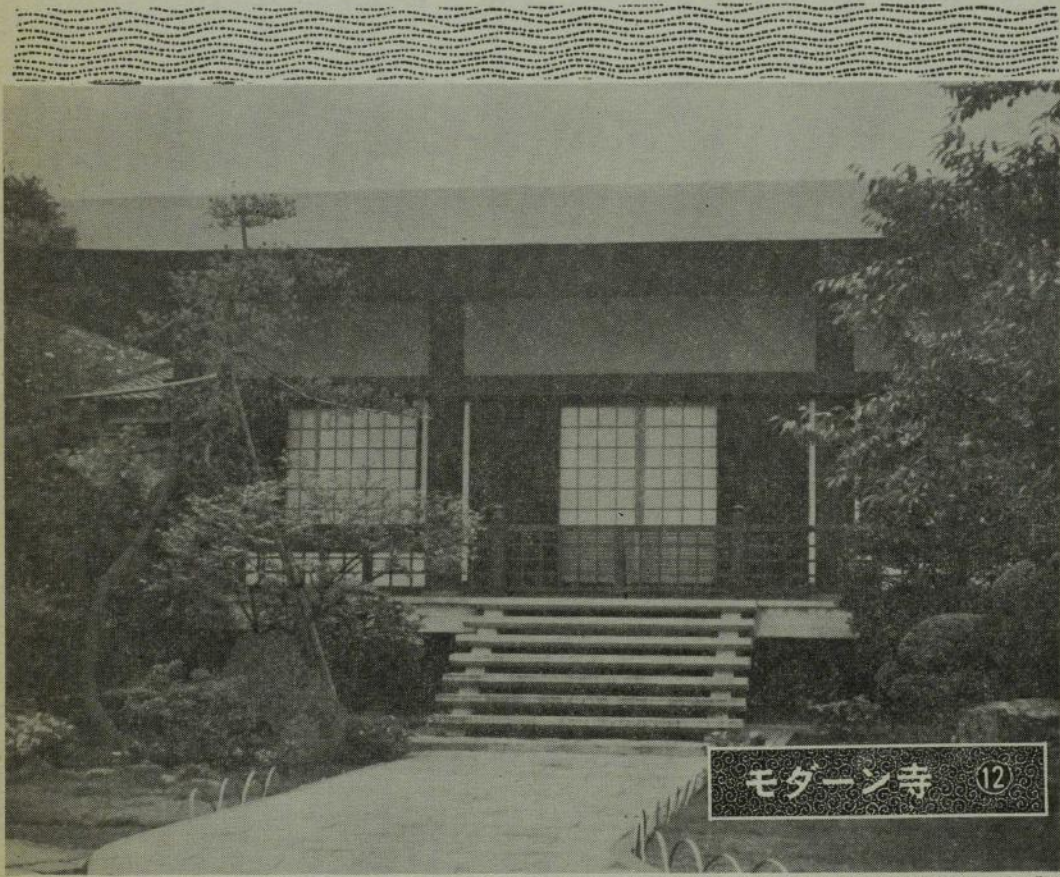


# 全 仏

No. 139

10/43.



東京本郷正行寺

メダン寺 12

## 特集

全仏講習会講演 出口常順師  
 宗教法人の税務<sup>(2)</sup> 座談会

財団法人 全日本仏教会

# 明治百年に当り聖徳太子を憶う (2)

和宗管長 出口常順

去る七月二十八日岡山市の泉労働会館で第十三回全仏講習会が、中国地方で初めて開催された。十月一・二日に行なわれる第十六回全日本仏教徒会議岡山大会を盛り上げるため岡山県を中心に、広島・山口・島根・鳥取・近畿各府県・四国各県の寺族等約二百名の聴講者が参加し、熱心に講師の話しに耳に傾けていた。

講師には友松円諦師(神田寺主幹)「釈尊の根本思想」出口常順師、山田靈林師(永平寺副貫首)「禅の理念とその実践」の三師が出講した。なお、順次、各師の講演内容を掲載する予定である。

これは、明治になった後の明治から今日までのその反省の結果、いろいろ今日の心がまえを政府が考えたことでありましょうが、一体、明治維新というものは偶然にきたものではございません。これはどういふふうによつてきたかという点、皆さんも御承知のことと思いますが、一応まとめて考えてみたらどうかと思います。

## 近代化の波

日本は鎖国をいたしまして徳川時代三百年間いわゆる鎖国の封建制度のもとに三百年間過ぎてきたのですが、近代的な世界の波というものは、日本を孤立しておかなかつた。こうしたその近代化の波によつて徳川幕府の体制というものが非常に破綻に瀕してきたのであります。その第一の

横 額 師は明治三十三年生れで、当年とつて六十八才。京都帝国大学哲学科を卒業。昭和七年から九年にかけ英・仏・独に留学。四天王寺復興局管轄課長・天台宗教学部長・大阪府仏常任理事・四天王寺副住職・執事長を歴任し、現在、和宗管長・四天王寺管長・全仏副会長

理由は、財政難であるとか或いは武士が非常に困窮したとか、又、下級武士の不平不満というものが考えられる。そこへこの近代化の波がいや応なしに日本におしよせてきた。御承知の通り、イギリス・フランスは西の方から、そしてロシアは北の方から、東からはアメリカのペルーが嘉永六年に、浦賀に来航し、開港を迫ってきた。ということにおきまして明治の幕明けがここから起るのでございます。そこで長州・薩摩の武士が連合して反対しています。そしてここに二百六十五年にわたるところの徳川幕府が倒れて明治維新に新しく迎えられたというのが大体の筋合いでございませう。

これを目に見て、これを劇的に、これを夜明け前の苦しみというか、維新前の激動というか、幕

明け前の非常なこの裏におきますところの、場合によっては無理な、そして場合によっては非常なこの国内同志が相克してこの新しい文化の生みの悩みをいたしたのが明治の夜明け前の国内の動きであります。かつて井伊直弼を中心として、これはNHKでやりました「花の生涯」をご覧になりました。でもどのような日本人気質で、どのようなこの味方同志がどういふふううにのち合ったことかと。それから最近の「竜馬がゆく」という題で、蛤御門の戦いが撮っておりますが、これが次にはいままて勤王薩摩と会津の兵隊が長州をやつておりますが、今度は竜馬等によつていままて敵であつたところの長州と薩摩が手をにぎつて幕府を倒すという伏見の戦に展開をして天下はここで交わっていくことになってるのであります。このようにして明治の夜明けはここに好むと、好まざるにかかわらず実現したわけであります。

## 思想の変遷

しかしこういう大きな世の中の動きというのには思想がついてまわります。先に思想が人の動きを作っていくものであります。おそらく明治のことに関与した若い青年志士というものが一本の骨があつた。その骨があつたといひますのは恐らくこの日本は過少にかかわらず頼山陽の「日本外史」を読んだことだろうと思ふのです。しかしこの頼山陽の「日本外史」を果して深刻に批評した人があつたかどうか。丁度、四天王寺に第二世住職としてこられました人に元東叡山に赤松光映という思想的に偉い快憤であります。その人が住職をしておられます。この人が約六十年還暦當時に自分のいろいろなことを明治夜明け前のことを僧侶

として見て自分で批評を書いております。「邯鄲市上昨非談」という本がございますが、この人が初めて頼山陽の「日本外史」を批評している人でございます。自分は豊後の産であって文政の十一年、文政の十一年といいますが、浦賀にペルーがまいりました嘉永六年から約二十四、五年前のごとでございます。丁度二十四、五年前にこういう思想が起つて来るのでありますが、その時には松平定信という幕府の重臣があります。彼はすでに朝を辞して楽翁公として東京にゆうゆうと自適しておったわけです。この時に頼山陽が自分が「日本外史」を書いたから天下に公布してほしいと、楽翁公にこの本を提出したのでございます。楽翁公は、これを数部写さしてこれを学者、僧侶等に配けそして批評をさせたのであります。だれ一人として悪いという批評したものはなかったようでございます。ところが上野の若い僧侶が、もしこの本を天下に公表したならば、かならず日々に幕府の権威が失逐して、やがては幕府が倒壊するだろう。この本は幕府としては世に刊行してはならないと盛んに云いふらしたのでございます。

楽翁公は一体、上野で主張するのは誰れであろうと、呼んだところ谷中の吉祥寺に赤松光映（後に大僧正）というまだ腰衣をつけた小僧に会った。「お前はいくつだ」「十才です。」というので大変びっくりされて、そばの菓子器からアメをやつて、こころみに「お前があのようなことを云つたのは一体どういふわけだ」とすると、「頼山陽が足利氏を批評していることは、まさに幕府を批評していることと同じことだ、又北条氏を非常にすどく批判している。これは幕府の老中を批判していることと同じ結果になる。もしこれが天下に行なわれたら必ず幕府の権威は失逐しやがて幕府は倒れるであろう」と意見を述べた。ところが何としても十才の少年のいうことであり、これは一向取り上げなかったというのであります。果してそれが二十数年、三十年後になると、その通り幕府が倒れたと赤松光映が云っているのでございませぬ。いずれに致しましても明治維新はそういう大義名分を明らかにした「日本外史」あるいは水戸におきますところの「大日本史」等が段々現われてまいりますと幕府の不合理なること、そして朝廷を立てなくてはならぬというようなことが世の中の議論となりましてやがて天下は大きく変つていくのであります。

明治維新にたった大きな基盤というのは何んといたしましても古い制度を破壊して新しい建設の地盤が出てくると、その建設の地盤となったものは、この頼山陽あるいは水戸学派が鼓吹いたしましたような尊王の精神であったことは間違いないようでございます。慶応三年十二月九日に発布されましたところの王政復古の号令というものがあります。この時より神武創業に帰えるというのが明治の根本精神でございます。そうして陣中報国の精神で進まなければいけない。建言の自由を我々が持つ。今までのような武士階級だけでなく、あらゆる市民が平等に人材が発用されるというようなことになりまして、昔の撰政関白というようなものは幕府は廢されて、總裁議定参与がおかれ、日本国天皇が親政されるというふうになりました。明治というものが決まったのであります。

### 廢 仏 棄 釈

この時に一番大きな打撃をおもったのが何ん

といつても日本の文化に今まで非常に尽してきた我々仏教徒であります。これは村上專精師の、この廢仏棄釈当時の記録が、政仏分離主義というものの五冊の本が出ておりますが、この廢仏棄釈の時のいろいろな資料を見ますに、この仏教徒側がかように廢仏棄釈のため大きな被害をこうむったかというところは、詳しく書かれていっているのでございませぬ。明治元年三月十三日に太政官布によりますと「此度、王政復古神武創業ノ始ニ被為基諸事御一新祭政一致之御制度ニ御回復被遊候ニ付テハ先第一神祇官御再興……」というように神祇官を置いていくというふうになるのであります。そのために日本の仏教は明治のはじめから近代化への、我々の先代は試練を受けてきたのであります。

明治維新というものは今申しましたように単に日本では革命しおわったというわけではありませぬ。ちょうどベトナム戦争がおわつてあとに荒廢が残ってしまったというふうなものではなかつた。日本は一つの御維新いたしましたけれども、しかしながらそこには次に新しく起ころころの大きな地盤をつくつておいたのであります。その地盤は何んと申しましても神武創業の昔にかえる。天皇が政治に復興されて、王政復古になりまして神武創業の昔にかえるということはいわゆる日本民族の初めにかえていくという自覚をもつたということが非常に大事な改革の決意となつてまいります。それ故にいままでは日本の歴史になつたことがいろいろと新しく作られてまいります。（以下次号へ）

座談会

宗教法人の税務(2)

(先月号より)  
すね。と同時にその財産管理だけでなく、維持運用しなければいけないということが、第一、法人法の最初に出てくるということ、これがいちばん大事な点じゃないかと思えますが、さきほども話が出たとおり、その運用の仕方があまり上手じゃない。これはさておいて、実はこの宗教法人の監査というものが、一昨年の国会で、付帯決議までされて通ったということから、いわゆる宗教法人の経理とか経営とかいう面が、重要性をましてきておまいます。この国会議決のことは、非常にむずかしい問題なので、ここでは触れませんが、さき

ど来、課長さんならびに東京都の指導課の方のお話にありました、経営の近代化とか、あるいは経理の改善指導という問題だけを考えてもいろいろ難しい問題があります。そこで何はさておいても、やはり身近な問題として税金問題がとりあえず片付かないことには、どうにもならないということが当面言えるわけ

があるわけでございますが、これによれば宗教法人の営む収益事業の範囲についてと題して、完教法人と物品販売業との関係を一応定義づけているわけです。それを簡単に申しますと、第一点は、いわゆる普通の物品販売業におけるところの差益率、通常荒利といっておりますが、その差益率が物品販売業並に出ているということ、第二点は、一定の価格が決められているということ、第三点、不特定多数の人に対して販売をしているということ、大体まとめてみますと、その三つの点がいわゆる課税の判定の基準をなしている。

どうして税金問題がいちばん先に出されてくるかといえますと、原則的には、宗教法人は非課税団体、いわゆる税金は払わないでいいのだという根本的な考え方が底流にあるわけです。そうはいっても、いわゆる、武士は食わねど高楊子で、楊子だけくわえていたんでは商売にならんということ、せっかく土地があり、家があれば、それを活用して、いわゆる運用の妙味を發揮して宗教法人の発展をはかっていくということは、当然な結果だと、私は思います。

そして、それが十年前にできたものであっても、現在これが活用されているわけです。たとえば、貸金業など……お寺さんがお金を貸すということもありうるわけでございますが……こういった場合に、日歩二銭以下ならばよろしいが、それ以下では税金をとりますよと、こういうことでございますね。

そこで、私もとしては、早いところ、こういう問題が現在一般法人で行なわれているように、ある程度の見通しというものを用意して発表していただくということも必要ではないかと思えますし、また反面、宗教法人のほうも、国税庁あるいは文部省、あるいは関係団体と、東京都などと、定期懇談会されて、そして誤解のないように、かりに課税するにしても、むりのないような課税をする、こうしていただければいいんじゃないかと考えるわけです。

ところが、その運用の仕方が税務署側からみると、いわゆる課税事項に該当するかどうかの判定の問題になってくるわけです。いわゆる非課税と課税との区分の問題でいろいろ研究をしなければならぬ事例があるようです。そういう事例が過去になかったために、そういうことに対する取扱等の法令がなく解釈がまちまちになるといような問題等も起こってくるわけです。

逃げて恐縮ですが、さきほどの物品販売業の場合は、ご承知と思いますけど、小売業の場合は、だいたい上げると二割三分、二十三パーセントの荒利です、それから卸しの場合は大体五パーセント、そうすると、これはさきほどのその荒利率が問題だということを私、申し上げました、要するに小売りと卸しの問題の荒利より低ければいいんじゃないかということも言えるわけでございますね、逆に考えてそういうことが言える。ですから、二分ないし三分程度でしたらこれはひっつかから、ないんじゃないか、その程度でしたら、むしろ定価をつけて売ったかどうかという問題が起こります

が、定価をつけると、さきほどのようにひっかかってしまう。いろいろそこで問題が制約されるわけです。そういった事で、非常にこの税金の問題というのは、範囲が広がりますし、またその事例毎によつて、いわゆるケース・バイ・ケース、そういったことで非常に取扱方が違っているということ、おそらく事業をおやりになっている方も誤っておられるんじゃないかと思うわけです。

収益事業の範囲

一つの例を申し上げますと、三十一年の三月十四日付で、当時の脇坂東京国税局長から坂田国税庁長官に宛てた、東京国税局直法第百五十二号という、上申書

お札、お守りの販売  
加藤 ただ今の岩村さんのお話の中の、物品販売ですね、特に宗教法人の物品販売というところで、ちよつと問題が具体的になるかと思えますが、基本通達十三の(一)に、こういうことがのっているわけなんです。宗教法人が、お守り、お札、おみくじ、曆、当該宗教法人に関係のある絵はがきとか図書ですか、を販売するときは、物品販売として扱わないんだ、という一本のきめをしているんですね。

ところが、今の岩村さんのお話の中に出てきました、国税庁長官の回答書の中

には、そのお守り、お札、おみくじ等の販売を、物品販売業として扱わないむねの定めはしてあるが、この取扱の趣旨は、これらの物品については、その売価と仕入価格との関係からみて、差額が通常の販売業のような差額をとっていないし、実質的には、喜捨をしてもらったんだと見られ、そしてその販売が社会通念上、物品販売業と認められないものにかざるんだというように書いてあるんですね。それでこの取扱はこれらの物品が宗教本来の活動に使っているかどうかとうことは問題にしていないんだということになっておりますね。いずれにしても、取扱った価額が、普通の商人がやっているような利益をとってやっていると初めの通達を、読みますと、これらのものについてはすべて非課税のような解釈がされるようなニュアンスがあるわけなんです。

これについてはいろいろ今後その取扱いに誤解がないように指導していくべき問題じゃなからうかと、思いますが、今の岩村さんのお話につきまして、高岡さん、どうですか。何かご意見がございませんか。

高岡 そうです。これについては、宗教法人側に、法人税だけじゃなしに、登録免許税、あるいは個定資産税といった、不動産に関する税の上でも、宗教法人としては、全部宗教活動のために行なっている、あるいは事業を行なう場合でも、宗教の宣布のためにやっていると見えてきますと、そういう主観的な意識でやっていると、通常同一のもので

宗教人以外で行なわれるという場合には、税の均衡といえますか、そういったことで、税の対象になる。

また、意識の問題は第三者から見た場合に判定していくということ、客観的なものさしで扱われるということは、やはり宗教法人でも意識しなきゃいけない。またそういう場合には負担すべきものは負担して、宣教あるいは教化のために行なうことであっても、また、ありがたい教えをいただくということであれば、信者が負担するし、宗教法人は必要の実質あるいは本来の活動の足しになる喜捨的なものを含めて徴収して、堂々と行なってもらいたいと、これは研修でもしばしば言っていることなんですがね。

### 公平に負担すべきものは負担せよ

萬波 さきほど、岩村さんから、非課税団体だというお話がありまして、これについて、私やっぱり宗教行政をやっておる立場から考えますと、宗教関係者のほうで、私は、反省すべき問題がずいぶんあるんじゃないかと思えます。

というのは、いかに宗教の自由であれ、宗教団体であれ、一つの法人格をもって動くかぎりにおいては公益団体であることには間違いないんですから、これは国民の平等の原則にしたがって、公益団体としての国民的負担というものには当然負うべきだということが前提だと思えます。しかも、非課税だということは、宗教本来の事業またはその物件に対する非課税なんです。何も宗教法人を非課税によって保護しているんじゃないんで、信教の自由という原則を、国が庇

護しているだけのことなんです。ほんとうに近代化した宗教団体では、当然、法人として堂々と収益事業もおやりになりましょうし、公益事業もおやりになりましょう。そして、それをちゃんと、担税、税負担というものは支払っておられるわけです。

実は四年計画で宗教法人の行なっている事業調査をやっているんです。来年少いっばいで終わるわけですけども、これの全体をみまして、結論的に言えることは、近代的に収益事業も含めて事業活動をやっている団体は、布教活動もきわめて活発だし、ほんとうの宗教活動ができていると、これは結論的に出てくるんです。だから、われわれ、税の相談をする場合にも、問題は、いかにして税を免れるかという問題じゃなくて、負担すべき義務をはたすことを前提にして、だからこそ、さきほど浅見さんの話のように、備付け帳簿を厳格にやる。とられるべきものはとられる。とられてはならないものはとられないという、ものけじめをつけるということに、やはり宗教法人の近代化の基本があるんじゃないですか。

加藤 私ども、税の専門家としても、そういう考え方には大賛成でございます。やっぱり、払うべき税金は払うのが本筋なんです。そういうことでやっていってこそ、初めて発展があるわけですから、そういう考え方が正しいと思えますね。

東川さんどうでございますか。

東川 それは私も講習会あるいは機会あるごとに言っているわけです。たとえば、その学生寮などで一日二食付月額

六千円以下は該当しないんだと、それは考える必要はないんじゃないか。さきほど、課長がおっしゃったように、近代化によって、運営の形態が非常に変わってきておりますので、じかに、宗教活動だけで維持することは困難な状態になってくる。そうすると、収益事業を経営することによって、その団体を維持しようとする、そういうような状態や傾向が強くなってきているわけですね。最近では都内でも、アパートの経営……大体アパートが多いですが……それから貸事務所なんかがありますが、私が言っているのは、六千円にこだわらないで、デラックスにつ

### —御贈答に!!記念品に!!布教用に!!—

- ◎全国観光温泉地1泊旅行に御招待  
又は豪華なお品を御贈呈(輸入商品1口5万円毎)洩れなく
- ◎日用文化用品を5品御贈呈(輸入商品1口3万円毎)洩れなく

弊社取扱商品(印度・セイロン製)直輸入品

線香・白壇(香・製品)・沈香・民芸品(木彫・象牙・真鍮・其ノ他)等

お問合せは  
全国総発売元



{法衣・莊嚴・仏具} {贈答用・記念品}

梅金商店

名古屋市中区岩井通り4の2 TEL名古屋<052>241-0901・1920

協賛 印度大使館・セイロン大使館  
指定推薦 全日本仏教会・輸入元 かねばみ商事貿易部

◆詳細は御一報下さればカタログを御送附します

くって一万円でも一万五千円でもとれ、  
そして払うものは払えと、こう言ってい  
るわけです。つまり割り切るべきだとい  
うことです。

### 取扱いの不統一が問題

それで、さきほどのお話の、荒利の問  
題ですけれども、これは、私ども、現在  
東京都だけでも、時間の問題と思いま  
すけれども、取扱がまちまちで困る。今、  
おみくじのことが出ましたが、それなら  
何パーセント以上が喜捨かということ  
で、抽象的な問題ではわからないわけ  
です。

たとえば、去年あたりから問題になっ  
ている、例の不動産貸付業のいわゆる貸  
地貸家それが店舗や事務所等に供され  
ている場合、これは同じ東京都内の税務  
署の管内で、ある税務署では五年週って  
決算書を出せ、ある税務署では去年から  
いい、ある税務署では三年前からいい、  
そういうのがあるかと思うと、中に  
は、好意的に年間一〇万円以上あるとこ  
ろを出せとか、又は小さいところも全部  
出せとか、そういう状態で、みんな戸惑  
うわけです。その出す書類がまたまちま  
ちなんです。というのは、統一して、国  
税庁なり国税局なりで、出せというよう  
な書類でなくて、係官の任意に作られた  
と考えられるような様式でやっているん  
で、ほかの地域に通用しない。そういう  
ような点をもう少しはっきりしてもらい  
たいと思いますね。

それから、さきほどから二〜三回お話  
があったのですが、税務署との懇談の機  
会をもてということですね、これは私ど  
もあまり好ましくない、一般的に言っ  
てその必要がないということですね。むしろ

材料を提供し過ぎる。それで知らないとい  
ころを提供すると、微に入り細にわた  
り、一般会計についても検査あるいは指  
摘をうける。だから、私のほうは、法人  
側から要求があっても、立会う必要はな  
いんだと、だから法人側でたとえば光熱  
水道費なんか、大きな問題だから、全国  
一八万の法人が全部それで負担するんだ  
ということであればとにかく、東京のし  
かも一部分でそういうことを言われても  
困る、徒弟教養費の問題も同様のことが  
いえると思う。昭和二十七年の総理大臣  
回答、同二十九年の自治庁通達で、聖職  
者とその家族が止宿する庫裡、社務所  
は、非課税である、とはっきりした見解  
が出されておられ、その止宿の部分につ  
いての固定資産税を個人で負担せよとい  
っていない。光熱水道費の個人負担の考  
え方は納得できない。そういう意味で税  
務の一部の係官との懇談で、簡単に線  
を出すべきではないということだ。そうい  
うことから、あまり税務署との懇談会は  
好ましくない。

一つ一つ線を出していくと、全国一八  
万の法人が、青天のへきれきで、帳簿  
も、出納簿もないものがいきなりボカッ  
と税金を納めなきゃならんという事態が起  
こる、納めるべきものは納めるけれど  
も、これはモヤモヤしたところまでとる  
ということになると、これはおかしなこ  
とになる。だから、第何条に該当するか  
ら課税するときにまっただけ出して  
くれればいいと言っているんですが、そ  
の取扱が非常に違う。

もう一つ、あとから出てきますけれ  
ど、今申し上げた経営の近代化の問題で  
すね。そうすると、さきほどのお話のよ  
うに、先生がたにお世話にならないけれ  
ばならない状態のものがだんだんふえて  
くるわけです。そういうような場合、相手  
が宗教団体ですから、なるだけ安く、親  
切にやっていただかなければならない。  
これは、中には、小さいところの、年間  
百万円足らないようなところも、税理士  
に頼んで、貸借対照表、財務諸表を作  
ってもらって、相当お金を払っている。  
私、こんな書類はいらないんだから、も  
う少し安くしてもらえといったことがあ  
ります。収益事業は別ですけれども、そ  
ういう小さなところは、一般会社の場  
合、そんな余計な書類を作って余計な手  
数料をとることがないように、安く親切  
にしていきたいと思います、これをぜひこの機  
会にお願ひしたいと思います。

### 知識をもつて

#### どンドン収益事業を

岩村 税金は、さきほど来から皆さん  
がおっしゃるように、納めるものは納め  
て、そしてそのかわり、収益もきちんと  
計上していただきたいということなんで  
す。これはもう宗教法人というのは、非  
常にうまい面があるんで、きちんと帳面  
に利益を上げて、それを、収益された  
ものを公益法人会計で繰り入れた場合  
は、一定の限度で非課税なんです。だ  
から何も恐れることもないはずなん  
です。

だから、さきほど来の、アパートも、  
六千円にこだわるというお話がありま  
したけれども、三万円のアパートけっ  
こ、五万円のアパートけっここうなん  
です。それにわをかけて布教宣伝をどん  
んやっていただいて、基本財産をふやし

## ●仏教を思想として捉えた初の体系的全集！

# 仏教の思想

全12巻

10月末発売！

内容呈  
見本呈

編集委員 塚本善隆 / 増谷文雄 / 梶山雄一 / 上山春平 / 梅原 猛

## 知恵と慈悲

第一部 増谷文雄 第三部 梅原猛

- 1 知恵と慈悲 7 無の探求 (中国釋) ツツダ
- 2 存在の分析 8 不安と欣求 (アヒタルマ)
- 3 空の論理 9 生命の海 (中野)
- 4 認識と超越 10 苦悩と欣喜 (唯談)
- 5 絶対の真理 11 古仏のまねび (天台)
- 6 無限の世界観 12 水遠のいのち (華嚴)

東京千代田富士見2 角川書店

ていただく。そして、信者の数をどんどんふやしていただく、いわゆる、何と申しますか、それがその宗教本来の目的である平和の獲得に結びつくんじゃないかという考えが、実は私の考えなんです。その点ひとつ誤解のないようにお願いいたします。

**東川** それは、収益事業の利益の使用は制限されているわけですね。それは宗教活動に還元されるわけですから……。

**岩村** ただ私心配しているのは、宗教法人が、そういう知識を覚えようとしないうで失敗をされることひとつ、それからもう一つは、宗教法人にならない方で、全然宗教法人でない、いわゆる法人に対する個人ですが、個人は課税されていますね、こういう方の取扱いはどうなのか、これも私としては心配なんです。

**東川** それがいちばんなやみのたねなんです。わからなくて困っているんです。住込みでたくさんいるとか、それから寺族あるいは家族で、法人に労務を提供しているものとかその人件賃、事務費の問題、手当の問題、そういう税務管理はさっぱり、ヤミです。

**岩村** 結局、五人なり一〇人なりの方が生活しているわけですから、ある程度のがかりがなければやっていけないわけですね。

**高岡** それで、この点について、宗教法人もむかしと違って喜納金だけではないといけない、そのためにも、事業もやらなければならぬ。しかし、宗教法人として、税のかかるような事業をやっている、どうだろうか、といったような考えをもって、宗教法人が収益事業をやっている、宗教法人が収益事業をやっている、と

いる、という、何か、やるべからざるものをやっているというような目でみている。これは現代の宗教法人に対する認識が足りないんじゃないかと思えますね。

**東川** それはあります。収益事業などともでもない、というよう……

**浅見** よく、収益事業、あるいは公益事業をやる場合、宗教法人の規則の中におり込むわけですが、なかなかはつきり、収益事業とうたわなないで、公益事業以外の事業、というようなふしまわしにするわけですね。

**東川** 内容自体、収益事業でありながら、収益事業とうたうのを好まない。公益事業以外の事業といことで……。これは、法律に書いてあるから、使っているだけども、そういうのが多い。

たとえば、駐車場などでも、堂々と看板出してやっている。これはけしからん、非課税の境内地で、有料駐車場をやっている、ともない、というような電話がかかってくる。これはやっていいわけですね。今は都内で集団的に、ちゃんと規則にうたってやっています。

**加藤** それでは、山ノ井さん、何かご意見ございませんか。

**山ノ井** そうですね。私は、以前学校法人の事務を多少経験したことがあります。ただ今、皆様方のご意見を受け承りましたが、学校法人と同様法人の合理的運営についての問題は宗教法人についてもあるのではないかと思えます。

宗教法人の性格からみても、さきほど課長さんがおっしゃったとおり、基本的な意味合いの性格とも考えられますが、その場合における行政指導の範囲と

税の問題にあえて限定すれば、私は各法人が自らを高める姿勢と法人自身の合理的運営を自己のために期するということ各宗教法人に対しとくに望みたいと思えます。

さきほど東川さんがおっしゃったなかで税務署等との話をやらないうという、従来の方針らしいんですが、そういう点についても何かいい方法がないものかなという、素朴な感じを持っています。実態を知らないものですから、皆さんのご意見等をお聞きしまして、よく検討してみたいと思えます。

### 境内地の駐車場

**加藤** 大体、今までのところで、われわれの税に対する考え方というものが一応ご意見としては一致したわけでございますが、それではあとその宗教法人の税務に関する個別の問題がございますので、その個別の問題にはいろいろと思えます。

特に宗教法人の、境内地に駐車場などを設けているような場合、こういった場合における税務の取扱の方ということにつきまして、長坂さんのほうからご意見を出していただきたいんですが。

**長坂** 宗教法人の境内地に駐車場を設けた場合、税務関係はどうなるかということについてお話をいたしますと、これはご承知のとおり、駐車場はいわゆる倉庫業の範囲にはいってまいりますので、令第五条の第一項の各号に該当するものがございますので、当然にこれは収益事業だと、こういうことになるわけです。ただ、この駐車場については、特定の人だけしか貸さない場合と、それから特定と不特定の方に貸す場合と、それから不特

定だけの方に貸す場合と、いろいろございますけれども、結局、これは全部収益事業だということになりますので、これは結局課税対象になります。

**浅見** 現在都内の六千四百の宗教法人のうち、いわゆる有料駐車場をやっているのは、現在では三百越しているんじゃないかと思いますが、ただ、各税務署の取扱では、倉庫業というのは、物品を寄託し、うんぬんとあり、宗教法人の場合には、あいている境内地に、夜間とか、参詣者のいないときに入れるという形態が非常に多い、管理人もほとんどおいていないし、盗難に会った場合の責任の所在も、法人側で負わないケースがほとんどです。現在いわゆる政令の倉庫業に該当して課税されているのは、非常に少ないんです。

現在課税されているというのは、多分、私の覚えているので、都内では四つか五つですね。これは、はっきり区画をして、屋根も設備し、管理人もおいてあるという有料駐車場が、課税されているだけで、あとはほとんどいわゆる法人税は課税されていない。ただし、地方税の固定資産税の関係ですが、これはもっぱら宗教活動じゃないんだということで、はっきりここが駐車場だとわかるようなところは課税されているようです。

**長坂** 逆にいえば助かっているわけですね。

**浅見** 今の、倉庫業という分野に、ピツタリはまらないということじゃないんですか。

**長坂** ですが、一応ちゃんと政令には出ているわけですね。ですから、正しく適用すれば、それは該当することになるんですが……。(以下次号へ)

宗派・仏人事(就任)

天台宗務庁

- 宗務総長 木下寂元
- 参務部長 山田俊秀
- 庶務部長 宮嶋賢純
- 財務部長 武嶋賢純
- 教学部長 渡辺寂元
- 社会部長 小堀光詮
- 総務室長 佐々木近衛
- 参務 手島圭二郎
- 参務 武宮聰雄

真宗大谷派宗務所

野田市仏教会

- 会長 勝田玉雄
- 事務局 野田市目吹(観音院内)

知恩院(浄土宗總本山)再任

- 執事長 鶴飼隆玄
- 法務部長 立松法禪
- 布教 谷地益雄
- 護持信 北川一有
- 庶務 二本松聖順
- 財務 本田正義
- 守廟長 赤木定順
- 開発事務部長 小林忍戒
- 施設事務部長 小
- 取事務 取

全日本仏教会委嘱

(八月二十九日付)

評議員

- 松田明道 (東京都仏)
- 木下寂元 (天台宗)
- 勝田玉雄 (野田宗仏)
- 佐々木近衛 (大谷派)
- 手島圭二郎

全日本仏教会関西事務局

- 事務総長 手島圭二郎
- 総務部長 渡辺俊英
- 組織 二本松聖順
- 国際 大内察爾
- 教化 奥博良
- 主事 野口文円
- 野口宗英
- 八橋秀雄
- 武内了真

武宮聰雄

「東京仏教聖歌合唱団」発足


趣意書

宗教の伝播、発展に音楽芸術は非常に大きな影響力を發揮するということは今さら論を待ちません。

私達は過去十数年に涉って仏陀のみこころを合唱音楽に托して唱い続けてまいりました。それは茨の道でもありました。伝道者が誰れでも経験する苦難と危機にいつもたたされていきました。そのような私達を支えて呉れたのは我々の演奏を聴くことによつて、仏教を非常に身近なものと感じて始めて仏典を手にした若人が数多くあった事実なのであります。

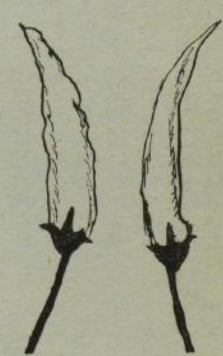
音楽は哲学の敵だと言われます。それは理屈抜きで人間を真に至らしめるからだそうです。その若人達もゆるぎない仏教信仰の道へ歩をすすめていることと思っております。

こうして私達の活動(即ち入信へのムードづくり、あるいは入信への道案内)をさらに活発に幅広く押しすすめていく為に、ここに改めて「東京仏教聖歌合唱団」を設立致しました。今までもいくつかの仏教音楽演奏団体が組織されましたが一部の例を除いてほとんどが何等かともなく消滅してしまいました。私達は違います。十数年のキャリアと実績があります。音楽を通しての仏教伝道に青春の総てを注いだ情熱があります。さらに仏法弘通のパイオニアとしての自覚と、純粋な仏教音楽演奏団体の權威としての誇りがあります。



寺のお紙の表

東京文京区  
本郷通りに少  
々入った向丘  
一丁目にある  
浄土宗の寺院  
である。



この正行寺は「とうがらし地蔵」「とうがらし閻魔」で有名である。「とうがらし」

からしてその意味はおわかり  
と思う。

戦災にすべてを失い、戦後  
二十数年後の昭和四十年によ  
うやく落慶した。

東京都文京区向丘一丁目十  
三番六号 住職加藤正幸師  
電話は東京八一―七八六九

「東京仏教聖歌合唱団」入団案内

何卒、皆様におかれましても拙い設立趣旨ではありますが、私達のフアイトと仏教伝道に音楽は不可欠なものであることを御理解下さいまして暖かな御後援を賜ります様お願い致します。

「高邁な音楽芸術によって、永遠の真理の花束を人々に頒ち、自からは仏教情操の涵養につとめ、静かなそして深い安らぎを得よう。」

仏教の説くところには計り知れない真理があります。私達にとつて今、それを直接に理解することは極めて難しいことかもしれませんが、しかし仏教讃歌を歌うことによつてその真理に触れることが出来るとしたら、殊に今日物質文明の蔭に潜んだ精神文化のいぶきを呼び戻すことができるなら大変にすばらしいことだともいえます。

幸にして私達は今日まで善き師、善き友、善き仲間恵まれ、幾多の楽しみと、歓びの想い出を残してまいりました。此の度「東京仏教聖歌合唱団」の発足を機に皆さんにも善き友、善き仲間になって戴き度いと思っております。

私達のグループは仏教文化団体でありながら、イカメシサも、気どりもありません。唯フランクな雰囲気があるだけです。是非どうぞ。